

エイジフレンドリー補助金活用好事例



～働く高年齢労働者の転倒災害防止のため洗浄室の防滑対策を実施～

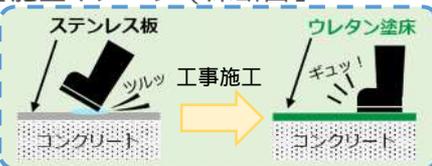


洗浄室(水回り)の防滑対策(ウレタン塗床材)を実施！！



洗浄室の床はステンレス製で、濡れるとよく滑り、転倒の危険があったそうです。補助金活用により、**ステンレス板取外しとウレタン塗床材施工**を実施した事例です。

【施工イメージ(床断面)】



事例提供事業場情報

事業場名：株式会社スウィングベーカリー
 所在地：千葉県印西市
 業種：食品製造業
 労働者数：206人(高年齢労働者数は内57人)
 申請時点における人数

エイジフレンドリー補助金活用概要

利用コース：労働災害防止対策コース(旧名称)
 対策内容：**転倒・墜落**災害防止対策
 対策詳細：器具洗浄室の床に**防滑性能の高いウレタン塗床材**を導入
補助金額：対象経費の1/2(上限額100万円)

取材内容

Q1. 今回の労働災害防止対策を補助金を活用して実施したきっかけは何ですか？

A1. 製造時に使用した器具を洗浄する「器具洗浄室」内で、労働者が滑って転倒し骨折する**労働災害**が発生したことをきっかけに、**再発防止対策**として床材の取替工事を行いました。補助金は、関係企業が集まって会議をする場で、**補助金**を活用した事例を耳にしたので、弊社でも同様に活用することとしました。

Q2. 実際に対策を講じてみて、どのような効果がありましたか？

A2. 対策実施以降、器具洗浄室の床面が滑りにくくなり、転倒災害はもちろん、ヒヤリ・ハットも、耳にしてません。労働者から**床がキレイ**といった声もあり、**気持ちよく**仕事をしてもらえる環境になったと考えています。

Q3. 補助金を活用した感想・意見をお聞かせください。

A3. 補助金の申請には、手間も時間もかかる印象を持っていました。ところが、考えていたよりスムーズに申請が進みまし、1週間程度で補助金も振込まれたので助かりました。

【当時の補助金活用スケジュール】



令和7年度エイジフレンドリー補助金を積極的にご活用ください！！【裏面参照】

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内（抜粋版）

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円（消費税を除く）	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・ リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策 に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 高齢労働者（60歳以上） が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1/2 ・上限額 100万円（消費税を除く）	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	
熱中症予防対策プラン	・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3/4 ・上限額 100万円（消費税を除く）	転倒防止 ・労働者の転倒災害防止のため、 専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費 （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります） 腰痛予防 ・労働者の腰痛災害の予防のため、 専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費 （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 労働者（年齢要件なし） が常時1名以上就労していること
IV コラボヘルスコース ・補助率 3/4 ・上限額 30万円（消費税を除く）	・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

交付申請書類受付期限 令和7年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限 令和8年 1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
 （ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類送付先
 〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください
 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません）
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください

お問合せ先	申請担当	支払担当
	電話：03(6381)7507 FAX：03(6381)7508	電話：03(6809)4085 FAX：03(6809)4086

受付時間
 平日10:00～12:00/13:00～16:00
 （土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません）
 < 8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く >

エイジフレンドリー補助金についての詳細は右のQRコードから厚生労働省ホームページにアクセスしご確認ください。

